

令和七年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	1
島根県手数料条例の一部を改正する条例	2
島根県県税条例の一部を改正する条例	4
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	5
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	6
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する 条例	6
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	7
島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	8
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	9
島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例	9
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	9

第82号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 部分休業制度の拡充に伴う規定の整備

㍑ 1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止すること。

㍑ 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。

㍑ 法第19条第2項第2号の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

㍑ 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、㍑の期間につき次のとおりとする。

a 常勤職員 77時間30分

b 非常勤職員 勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

㍑ 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

イ 妊娠又は出産等について申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定の整備

㍑ 任命権者は、職員から本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の申出があったときは、当該職員に対して仕事と育児との両立に資する制度又は措置に関する情報提供、意向確認等のための

措置を講じなければならないこと。

(イ) 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、人事委員会規則で定める期間内に、仕事と育児との両立に資する制度又は措置に関する情報提供、意向確認等のための措置を講じなければならないこと。

(2) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

(3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(2)に同じ。

3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

第83号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

宅地造成等規制法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

宅地造成等に関する工事の許可に係る手数料の新設

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けようとする場合

区 分	手数料の額
盛土又は切土をする土地の面積（以下「盛土等面積」という。）が500平方メートル以内のもの	14,000円
盛土等面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	25,000円
盛土等面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	35,000円
盛土等面積が2,000平方メートルを超え	52,000円

3,000平方メートル以内のもの	
盛土等面積が3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	65,000円
盛土等面積が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	87,000円
盛土等面積が10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの	136,000円
盛土等面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの	212,000円
盛土等面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの	338,000円
盛土等面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの	486,000円
盛土等面積が100,000平方メートルを超え るもの	633,000円

イ 土石の堆積に関する工事の許可を受けようとする場合

区 分	手数料の額
土石の堆積を行う土地の面積（以下「堆積面積」という。）が500平方メートル以内のもの	10,000円
堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	12,000円
堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	18,000円
堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	25,000円
堆積面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	28,000円
堆積面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	34,000円

堆積面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの	48,000円
堆積面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの	65,000円
堆積面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの	98,000円
堆積面積が100,000平方メートルを超える もの	120,000円

ウ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可を受けようとする場合

変更に係る部分の盛土等面積の区分に応じ、それぞれアに掲げる額

エ 土石の堆積に関する工事の変更の許可を受けようとする場合

変更に係る部分の堆積面積の区分に応じ、それぞれイに掲げる額

(2) 宅地建物取引業法関係手数料

オンラインにより免許又は免許の更新を申請する場合の手数料の設定

改正前	改正後
33,000円	33,000円 (電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあっては、26,500円)

3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

第84号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 自動車税の種別割の課税免除の対象となる自動車に、社会福祉法人等

が就労選択支援を行う事業において専ら利用者の移動又は原材料若しくは生産品の輸送の用に供する自動車を追加すること。

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。ただし、2の(2)の一部については、公布の日から施行する。

第85号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正に伴い、離島振興対策実施地域等における県税の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる特例措置の適用期間を2年間延長し、令和9年3月31日までとすること。

ア 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域のうち離島振興計画に記載された産業振興促進区域における県税の課税免除

イ 半島振興法に規定する認定産業振興促進計画の区域における県税の不均一課税

ウ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に規定する原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税

(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における県税の課税免除の適用期間を3年間延長し、令和10年3月31日までとすること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

第86号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国が実施する高校生等臨時支援への対応のため、並びに島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行及び島根県公立高等学校入学者選抜へのインターネット出願の導入に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 教育委員会は、専攻科に在学する者が納付すべき授業料を除き、令和7年度に係る授業料及び受講料について、その納付を猶予することができること。

(2) 受検料及び入学料の納付時期に係る規定の整備

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、令和7年4月1日から適用する。

第87号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定に伴い、個人番号の利用範囲について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号及び当該執行機関が保有する特定個人情報を利用することができる事務から削除すること。

執行機関	事 務
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支

	給に関する事務
	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
(2) その他規定の整理	
3 施行期日	
公布の日から施行する。	

第88号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を知事が都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務から削除すること。

ア 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対す

る就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

イ 私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

ウ 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(2) 次に掲げる事務を知事が教育委員会に都道府県知事保存本人確認情報及び附票本人確認情報を提供することができる事務から削除すること。

ア 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

イ 国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

ウ 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

エ 国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第89号議案

島根県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第90号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の規定を踏まえ、完了検査の手数料の見直しを図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する建築確認等を受けた建築物の完了検査手数料の加算の免除に係る規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第91号議案

島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域における社会福祉の増進を図るため、民生委員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

雲南市の民生委員の定数の改正

改正前	改正後	増減
143人	145人	2人

3 施行期日

令和7年12月1日から施行する。

第92号議案

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高額医療費負担金の基準額の引上げに伴う年齢調整後医療費指数に係る
規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。